（印紙）

契　約　書（案）

名称	令和8年度SKYSEAライセンス調達
場所	姫路市役所
契約期間	令和8年　月　日 ～ 令和8年12月31日
契約保証金額	
契約不適合責任期間	目的物引渡しの日から 1 年間
附帯事項	

年　月　日

甲 注文者　姫路市

姫路市長 清元 秀泰　㊞

乙 契約相手方　住所

氏名　㊞

乙 代理人　住所

氏名　㊞

頭書について、以下の条項に従って、信義を守り、誠実に契約を履行する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。
（契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合にあっては、当事者が当該電磁的記録に総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名を行った上で、各自当該電磁的記録を保有する。）

（総則）

第１条　乙は、この約款（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、契約書記載の契約金額をもって仕様書記載の納入期限内にライセンスの納入を完了しなければならない。

（契約の保証）

第２条　乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第４号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる国債の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項第１号の契約保証金には利子は付けない。

４　乙が第１項第３号又は第４号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第２８条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

７　甲は、この契約が履行されたとき、又は第２０条第１項、第２４条若しくは第２５条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（指示）

第４条　甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対し指示することができる。

（検査）

第５条　甲は、ライセンスの納入の日から７日以内にその割り当てについて検査を行うものとする。

（ライセンスの使用権）

第６条　ライセンスの使用権は、納入日に甲に付与されるものとする。

２　使用権の付与前に生じた損害は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第７条　乙は、納入したライセンスが種類、又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、代替ライセンスの付与若しくは不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約金額の支払い）

第８条　甲は、第５条の検査終了後、乙から支払請求を受けた日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。

（公租公課）

第９条　ライセンスに係る公租公課は、乙が負担する。

（分納）

第１０条　乙は、甲の要求があったときは、ライセンスの数量を分割して納入するものとする。

（契約の変更）

第１１条　甲は、この契約締結後の事情により、この契約の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第１２条　甲は、必要があると認めるときは、中止内容を乙に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項の規定により、この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の再開に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の請求による納入期限の延長）

第１３条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内にライセンスを納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、納入期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長期間を定めるものとする。

（履行遅延の場合の違約金）

第１４条　甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、納入期限内にライセンスを納入しないときは遅延日数に応じ、契約金額につき、年３パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収する。

（暴力団の排除に関する措置）

第１５条　乙は、第２０条第１項第８号イからへまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）を、この契約の履行に際し締結する全ての請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならない。

２　乙は、下請負人等が排除対象業者であることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、当該下請人等との契約を解除し、又は当該下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

３　前項の場合において、当該契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

第１６条　甲は、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当しないことを確認するため、乙に対して、役員等（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）にあっては役員（法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等」という。）の提供を求めることができる。

２　乙は、前項の求めがあったときは、速やかに役員名簿等を甲に提出しなければならない。

３　甲は、乙から提供された役員名簿等を所轄の警察署長に提出し、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当するか否かについて、意見を聴くことができる。

４　甲は、所轄の警察署長から得た情報を、姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第７条の趣旨に従い排除対象業者を排除するために、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

第１７条　乙は、この契約の履行に当たって排除対象業者から契約の履行の妨害その他不当な要求を受けた場合（当該要求を下請負人等が受けた場合を含む。）は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（甲の任意解除権）

第１８条　甲は、ライセンスが納入されるまでの間は、次条又は第２０条第１項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

（甲の催告による解除権）

第１９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を

し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間内を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき。

(2) 正当な理由なく、第７条に規定する履行の追完がなされないとき。

(3) 契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

(4) 乙又は乙の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、甲の監督又は検査に際して、その職務の執行を妨げたとき。

(5)前各号に掲げるときのほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第２０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第３条の規定に違反し、売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 乙の債務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

(3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) ライセンスの性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 排除対象業者に売買代金債権を譲渡したとき。

(8) 次のいずれかに該当するとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

ロ　暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ハ　暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

ニ　役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

ヘ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

ト　下請契約等を締結するに当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該

者と契約を締結したと認められるとき。

チ　乙が、排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

リ　下請負人等が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく甲への報告を怠り、又は下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。

ヌ　イからリまでのほか、乙が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(9) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４条第１項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２１条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第１９条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

３　第１項の場合において、第２条第１項第１号の規定により契約保証金（同項第２号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下この条において同じ。）の納付があるときは、甲は、当該契約保証金をもって第１項の違約金に充当するものとする。

４　甲は、前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

５　第１項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

６　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

７　第５項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（賠償の予約）

第２２条　乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第４号又は第５号に該当したときは、契約金額の１０分の２に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払

わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第２条第２項に規定する団体をいう）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６、又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第２号に該当したときは、前項に規定する契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　前２項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

（契約不適合責任期間等）

第２３条　甲は、納入されたライセンスに関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条におい

て「請求等」という。）が可能な期間をいう。）内に通知を行わなければ、請求等をすることができない。

（契約の変更又は中止）

第２４条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、この契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第２５条　この契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約外の事項）

第２６条　この契約条項に定めていない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。